

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっている。

②無形固定資産

定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

①徴収不能引当金

債権の徴収不能額に備えるため、一括評価債権については過去の徴収不能額の発生割合により、個別評価債権については個別に徴収可能性を勘案して徴収不能見込額を0としている。

②賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

③退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

(2) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

① 多喜の園拠点区分

ア 法人本部

イ 特別養護老人ホーム多喜の園特養

ウ ユニット型特別養護老人ホーム多喜の園

エ ショートステイ多喜の園